港湾用語の基礎知識

113

コンテナのダメージチェック

コンテナのダメージチェックとは

コンテナのダメージチェックとは国際海上貿易で用いるISOコンテナの外部及び内部のダメージ状況を確認する作業のことを指します。

ダメージチェックは、コンテナターミナルからコンテナを搬出するとき、及びコンテナターミナルへコンテナを搬入するときに、作業員の目視確認により行われます。目視判別が難しい場合はハンマー打ちを行い確認している場合もあります。



図1 コンテナ側面のチェック



図2 コンテナ上部のチェック



図3 コンテナ内部のチェック

ダメージチェックを行う主な目的は、基本的に船会社からの貸与物であるコンテナの受け渡しの際における管理責任の明確化です。コンテナの取り扱い事業者が変わるタイミングである、コンテナターミナルの出入り口に設置してあるゲートにて行われます。また、コンテナの外観ダメージを確認することで、コンテナ内貨物の破損を推測できることから、コンテナ内貨物の健全性を確認するうえで重要な作業となっています。

ダメージチェックのチェック基準

ダメージチェックは以下の基準によって行われてい ます。

- ●IICL (Institute of International Container Lessors) 基準 (国際基準)
- ●船会社ごとに指定された基準
- ●ターミナルで設定した基準

基準を超えたもの(例: 凹み50mm超、膨らみ15mm超、 直径5mm以上の穴) は損傷となり修理対象となります。

チェック作業は以上の基準を熟知し、コンテナの状態把握の技能を有する熟練の作業員によって行われています。

ダメージ情報の記録と突合

コンテナのダメージ状況は、コンテナターミナルから 搬出する際、EIR (Equipment Interchange Receipt:機 器受領書) にコンテナが一意に特定される情報 (ブッキング番号、コンテナ番号、シール番号) とともに記録され、コンテナを輸送するトラックドライバーに渡されます。コンテナがコンテナターミナルに戻ってきた際に、ダメージチェックを行い、EIRに記載されているダメージ状況と 突合し、状態に変化のないものが搬入されます。基準以上のダメージがあった場合は修理が行われ必要な費用はダメージを与えた者が負担することとなっています。

本船荷役時でのダメージチェック

コンテナターミナルのゲートだけでなく、本船荷役時においても、目視でコンテナ外観のダメージ状況を確認しています。これは、ダメージが船舶での輸送中に発生したものか、コンテナターミナル内で発生したものかという責任の所在を明確化するために行われます。



図4 船側部でのチェック